

CPDS（継続学習制度）認定講座

講師を養成する ための講座



令和8年度の講座受講料を
値上げさせていただきました。
何卒ご理解のほど、よろしく
お願いいたします。

建災防本部が行う講師養成講座のご案内です。

特別教育講師
養成講座とは？

労働安全衛生規則 第36条 に示されている危険または有害な業務に作業者を就かせる場合は、特別教育の実施が事業者に義務づけられています。

また、個人事業者（一人親方）等についても、特別教育を受講していない場合は業務に就くことができなくなりました。（令和9年4月1日施行）

建災防本部が開催する講師養成講座は、建設事業場において特別教育の講師や特別教育に準じた教育、通達に基づく教育等を指導される方を対象とした教育です。

※講師養成講座を受講しても特別教育を受講したことにはなりません。



建設業労働災害防止協会

（略称：建災防）



特別教育講師養成講座

講座内容	CPDS	受講料
アーク溶接等特別教育講師養成講座◆ <p>● 安衛則 第36条 第3号 アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務では、特別教育修了者を就かせることが義務づけられています。本講座は、アーク溶接等の基礎知識や、実技教育の進め方などを取り入れた講座となっています。</p>	1日間講習 8unit	42,000円
足場の組立て等の業務に係る特別教育講師養成講座◆ <p>● 安衛則 第36条 第39号 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)に従事する者を対象として特別教育の受講が義務づけられています。本講座は、作業の方法に関する知識や、労働災害の防止に関する知識などを取り入れた講座となっています。</p>	1日間講習 7unit	42,000円
石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座◆ <p>● 安衛則 第36条 第37号・石綿則 第27条 石綿が使われている建築物等の解体・改修工事の作業従事者に対して、特別教育修了者を就かせることが義務づけられています。本講座は、石綿等の危険性、事前調査の方法、安全な作業方法などを習得するとともに、保護具の使用方法では、正しい防じんマスクの着装方法の実演を行います。</p>	1日間講習 8unit	42,000円
酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講師養成講座◆ <p>● 安衛則 第36条 第26号・酸欠則 第12条 酸素欠乏危険場所(硫化水素中毒危険場所を含む)における作業に係る業務を行う場合は、特別教育修了者を就かせることが義務づけられています。本講座は、酸素欠乏・硫化水素の発生の原因や酸素欠乏症等の症状、保護具等の使用方法、救急蘇生法を取り入れた講座となっています。</p>	1日間講習 8unit	42,000円
自由研削砥石(グラインダ)特別教育講師養成講座◆ <p>● 安衛則 第36条 第1号 研削砥石の取替え又は取替え時の試運転の業務には、特別教育修了者を就かせることが義務づけられています。本講座は、自由研削砥石(グラインダ)の種類、取扱い方法などの基本的な知識や、実機を使用した実技教育のポイントなどを取り入れた講座となっています。</p>	1日間講習 7unit	42,000円
低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座◆ <p>● 安衛則 第36条 第4号 低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等の区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務を行う場合は、特別教育修了者を就かせることが義務づけられています。電気工事士の資格を取得していても、労働安全衛生法で定める作業を行うには、特別教育を修了している必要があります。本講座は、低圧の電気設備に関する基礎知識や、低圧活線作業及び活線近接作業の方法などを取り入れた講座となっています。</p>	1日間講習 7unit	42,000円
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育講師養成講座◆ <p>● 安衛則 第36条 第41号 高さが2m以上の箇所であって、作業床を設けることが困難などろにおいて、墜落防止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く)では、特別教育修了者を就かせることが義務づけられています。本講座は、墜落防止用器具の構造、装着方法等や実技教育の進め方などを取り入れた講座となっています。</p>	1日間講習 7unit	42,000円
巻上げ機(ワインチ)特別教育講師養成講座◆ <p>● 安衛則 第36条 第11号 動力により駆動される巻上げ機(電気ホイスト、エアホイスト及びこれらの巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。)の運転の業務を行う場合は、特別教育修了者を就かせることが義務づけられています。本講座は巻上げ機(ワインチ)の種類や構造、正しい操作方法やワイヤロープ等の取扱い、また、効果的な教育の進め方を取り入れた講座となっています。</p>	1日間講習 7unit	42,000円
ローラー特別教育講師養成講座◆ <p>● 安衛則 第36条 第10号 ローラーは、道路工事・ダム工事・土地造成工事で広く使用されており、ローラーの運転業務には、特別教育修了者を就かせることが義務づけられています。本講座は、締固め機械(ローラー)の種類と特徴、また、正しい操作方法などを取り入れた講座となっています。</p>	1日間講習 7unit	42,000円

受講料は、消費税(10%)込みの金額です。

特別教育に準じた教育の講師養成講座

講座内容	CPDS	受講料
チェーンソー以外の振動工具取扱作業管理者講習◆ ● 昭和58年5月20日 基発第258号・平成21年7月10日 基発0710第2号 チェーンソー以外の振動業務に従事する者に対し、特別教育に準じた教育を行うこととされています。また、この講師については、十分な知識及び経験を有する者又は建設業労働災害防止協会において実施する「振動工具取扱作業者教育トレーナー講習」の修了者であることとされています。本講座は、「振動工具取扱作業者教育トレーナー講習」に該当する講座です。	1日間講習 7unit	42,000円
丸のこ等取扱い作業従事者教育講師養成講座◆ ● 平成22年 7月14日 基安発0714第1号 携帶用丸のこ盤を使用する作業に従事する者に対し、特別教育に準じた教育を行うこととされています。本講座は、丸のこ等の基本的な知識や使用方法、実機を使用した実技教育のポイントなどを取り入れた講座となっています。	1日間講習 7unit	42,000円
有機溶剤業務管理者講習 ● 昭和59年6月29日 基発第337号 有機溶剤業務に従事する者に対し、特別教育に準じた教育を行うこととされています。本講座は、有機溶剤が人体に与える影響、中毒予防のための作業方法等について習得します。	2日間講習 17unit	73,000円

通達に基づく教育の講師養成講座

講座内容	CPDS	受講料
建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修講師養成講座◆ ● 令和3年4月20日 基発0420第3号(令和7年5月20日一部改正)・STOP! 熱中症クールワークキャンペーン 本講座は、熱中症の発生を予防するために必要な熱中症発生時の症状及びその予防対策、緊急時の救急措置等を習得し、作業者が熱中症にからないようにするための熱中症予防指導員・管理者研修等の講師を養成する講座です。	1日間講習 7unit	42,000円

その他の教育講師養成講座

講座内容	CPDS	受講料
建設業安全衛生推進者(初任時教育)講師養成講座 ● 安衛法 第12条の2・安衛法 第19条の2及び同条第2項 常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場には、安全衛生推進者を選任する必要があり、また、初めて安全衛生推進者の職務に従事する者には選任後3ヶ月以内を目安に初任時教育を実施することが示されています。本講座は、安全衛生推進者に対する能力向上教育(初任時)を実施するための講師を養成する講座です。 ※ 本講座は、安全衛生推進者の資格を付与するものではありません。	2日間講習 14unit	53,000円
現場管理者統括管理講習講師養成講座 ● 安衛法 第15条・平成7年4月21日 基発第267号の2 統括安全衛生責任者は、統括安全衛生管理に関する教育を受けた者の中から選任することとされています。中小規模建設現場の作業所長等に対しても統括管理を求められています。本講座では統括管理に関する内容の充実を図り、労働災害を減少させることを目的として統括安全衛生管理に関する教育を担当する講師を養成する講座です。	2日間講習 14unit	53,000円

※◆の付いた講座では、受講された方全員に
講師用パワーポイント(CD-ROM)をお渡しします。

令和8年度「講師を養成するための講座」日程予定表

講座名称	受講料 (税込)	令和8年											令和9年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
アーク溶接等特別教育講師養成講座	42,000					●								●	
足場の組立て等の業務に係る特別教育講師養成講座	42,000	●			●				●				●		
石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座	42,000			●			●			●					
酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講師養成講座	42,000		●			●			●				●		
自由研削砥石（グラインダ）特別教育講師養成講座	42,000		●		●		●		●			●			
低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座	42,000	●			●			●				●			
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育講師養成講座	42,000	●		●		●		●		●			●		
巻上げ機（ワインチ）特別教育講師養成講座	42,000		●							●					
ローラー特別教育講師養成講座	42,000							●							
チェーンソー以外の振動工具取扱作業管理者講習	42,000					●								●	
丸のこ等取扱い作業従事者教育講師養成講座	42,000			●					●			●			
有機溶剤業務管理者講習（2日間）	73,000						●								
建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修講師養成講座	42,000	●	●												●
建設業安全衛生推進者（初任時教育）講師養成講座（2日間）	53,000				●						●				
現場管理者統括管理講習 講師養成講座（2日間）	53,000				●						●				●

受講料は、消費税（10%）込みの金額です。

お申込みの手順

- ① 講座の開催日時・会場及び受付開始日は、建災防本部ホームページで公開いたします。
- ② ホームページからお申込み手続きを行ってください。申込み後、仮受付のメールが配信されます。
- ③ 仮受付メールの配信から1～2日後、受講料についての適格請求書を添付したメールをお送りします。
- ④ 請求書の受け取り後原則2週間以内に、受講料を請求書記載の指定銀行口座にお振込みください。
振込の際は、受講者名をご入力ください。
振込手数料は、各自ご負担ください。
- ⑤ 入金確認後、受講票を添付したメールをお送りします。
●その他のご案内につきましては、受講票でご確認ください。
●講座についての【よくある質問】は、ホームページ（各講座ページ）にてご確認いただけます。

- ご注意 ① 修了者には、修了証を交付します。お申込み手続きの際にご入力いただいた氏名・生年月日が修了証に記載されますので、正しくご入力ください。
- ② お振込後の受講キャンセルは受け付けておらず、受講料の返金はいたしません。ただし、講座開催日の原則2週間前までであれば、直近の回への振替を1回に限り承ります（振替手数料5,000円（税込））。欠席の場合は講座資料を後送させていただきます。
 - ③ 開催日時等の変更や最小開催人数に達しない場合に開催を中止することがあります。変更や中止になった場合には、ただちに受講される皆様へお知らせします。



開催案内・申込みは
こちらからアクセス！

お問い合わせ先

建設業労働災害防止協会 本部 教育推進部 教育課
 〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館7階
 TEL: 03-3456-0618 (直通) FAX: 03-3456-2458 (直通)
 H P: <https://www.kensaibou.or.jp/>